



業務にかかる
自動車運転管理に必要な

業務で自動車を使用中の皆さん！

安全運転管理者等の 選任義務を知っていますか？

※「自動車の使用者」…道路運送車両法による「運行管理者」の選任義務がある事業所を除く。

自動車の使用者は、規定台数以上の自動車の使用の本拠ごとに、安全運転管理者等の選任義務があります。道路交通法により違反行為には罰則が設けられていますので、**選任要件に該当していないか、今一度ご確認を！**



◎選任義務違反…5万円以下の罰金 ◎届出義務違反…2万円以下の罰金又は料料

選任を必要とする自動車の台数

安全運転管理者

・乗車定員11人以上の自動車
=1台以上



・その他の自動車=5台以上



・大型・普通自動二輪車(50ccを超えるものは1台を0.5台として計算)



※いずれかに該当すれば選任義務があります。

乗車定員を問わず
自動車20台以上

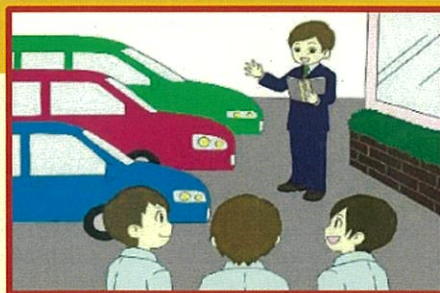
副安全運転管理者

副安全運転管理者数は、自動車の台数によって異なります。

自動車の台数	副管理者数
19台まで	0人
20台～39台	1人
40台～59台	2人
↓ ↓	
20台ごとに1人の追加選任	

安全運転管理者の業務

従業員に対する**運転指導**や**車両の運行管理**を行い事業所の安全運転管理業務に重要な役割を担っています。



詳細は
県警HPを
ご覧下さい。



※選任又は解任した日から15日以内に、自動車の使用の本拠の位置を管轄する警察署へ届出て下さい。